

三豊総合病院企業団居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	三豊総合病院企業団
法人所在地	〒769-1695 香川県観音寺市豊浜町姫浜 708 番地
代表者氏名	山田 大介
電話番号	0875-52-2780

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	三豊総合病院企業団居宅介護支援事業所
所在地	〒769-1601 香川県観音寺市豊浜町姫浜 1260 番地 1
介護保険指定番号	香川県 3771700261 号
サービス提供地域	観音寺市、三豊市（その他の地域も相談に応じます。）

(2) 勤務体制

営業日	月～金曜日 土・日・祝祭日および年末年始（12/29～1/3）を休日とする。
営業時間	月～金曜日 午前8時15分～午後5時 緊急の場合は24時間連絡可能な体制とする。

(3) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理介護支援専門員と兼務	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2名以上

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドラインを使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う

研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
-------	---------------------------

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	三豊総合病院企業団居宅介護支援事業所
担当者	近藤 理恵
電話番号	0875-52-2780
対応時間	午前8時15分～午後5時

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

香川県国民健康保険団体連合会	所在地	高松市福岡町2丁目3番2号
	電話番号	087-822-7453
観音寺市高齢介護課	所在地	観音寺市坂本町1丁目1番1号
	電話番号	0875-23-3968

5. 利用料金

・介護保険給付サービス

居宅介護費及び加算（別紙1）は介護保険給付対象サービス。要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。

・交通費

通常のサービス提供地域を超えて支援を行った場合は、次の額とする。

交通機関を利用した場合 実費

交通機関以外の手段による場合 1回当たり500円

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において事故が発生した場合は、下記のとおりに対応を致します。

事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

処理経過及び再発防止策の報告

の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。
なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 主治医の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

介護支援専門員及び事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・利用者へ提供されるサービスが特定のサービス事業所に不当に偏する事のないよう、当事業所において前6か月間に作成されたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が提供された割合について説明を求めることができます。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集をやむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. ハラスメントの防止

当事業所におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。

12. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための会議を定期的開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 事業所管理者を虐待防止に関する責任者とします。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

13. 業務継続計画

業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

15. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 三豊総合病院企業団介護支援所
所在地 香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
設置者 三豊総合病院企業団 企業長 山田 大介
説明者 _____

私は本書面に基づいて重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____
氏名 _____
代理人 住所 _____
氏名 _____

(続柄)

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費

居宅介護支援()	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45未満である場合又は40以上である場合において、45未満の部分	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援()	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援()	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 (運営基準減算が2月以上継続している場合は算定できない)	基本単位数の50%を減算
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、必要な処置が講じられていない場合	基本単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	基本単位数の1.0%に減算

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算()	病院又は診療所に入院したその日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算()	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ)退院・退所加算()イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算()ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位

八) 退院・退所加算 () イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
二) 退院・退所加算 () ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 ()	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又は家族の同意を得て、居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位